D3254情報発信ガイドライン

国立情報学研究所 学術研究プラットフォーム運営・連携本部  
高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進委員会

**改定履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付・文書番号 | 改定内容 | 担当 |
| 2007年10月31日  A3204 | 新規作成（ウェブ公開ガイドライン） | 国立大学法人等における情報セキュリティポリシー策定作業部会 |
| 2015年10月9日  C3254 | 「情報発信ガイドライン」として、ウェブ公開以外の情報発信を含めた形に修正 | 須川賢洋（新潟大学） |
| 2016年2月5日  C3254 | 誤記修正と編集用コメントの削除 | 須川賢洋（新潟大学） |
| 2020年1月5日  D3254 | 時代にあわせて改訂 | 長谷川明生（中京大学） |
| 2021年5月18日  D3254 | 加除訂正 | 長谷川明生（中京大学） |
| 2021年5月27日  D3254 | SARTRASに関する記載を追記 | 長谷川明生（中京大学） |
| 2021年5月29日  D3254 | 法改正（著作権法35条、51条など）に添って改訂  時代にあわせて改訂 | 須川賢洋（新潟大学） |
| 2021年5月31日  D3254 | 推進部会委員コメントをもとに修正 | 長谷川明生（中京大学） |

本文書の内容についてのご質問、ご意見は以下まで電子メールにてお寄せください。

sp-comment[at]nii.ac.jp　（[at]を＠に置き換えてください）

担当者の所属は改定当時のものです。担当者への直接のご質問はご遠慮ください。

**1. 本ガイドラインの目的**

　インターネットによって情報発信を行うことはもはや必要不可欠といえる。一方で、各種権利侵害を伴うような情報の発信は、その為のトラブル対応による業務効率の低下や、本学の社会的信用を失わせる要因となる可能性もある。

　大学のドメインからの情報発信だけに限らず、個人契約ISP上のウエブページや私的なSNSアカウント（Twitter, Facebookなど）から個人として情報を発信する場合（私的な情報発信）であっても、大学に籍を置く公人と見なされることが多いので注意が必要である。

　本ガイドラインは、このようなリスクを軽減し、情報資産を保護し、利用者がインターネットを用いて各種コンテンツや情報を、正確かつ、安心・安全に公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

解説：公開コンテンツの内容の多様さとそれに伴う注意事項を中心としたガイドラインとなっている。  
その際にまず何より重要なことは、その発信される情報の内容が、正確かつ発信者・利用者にとって安全なものでなければならない。なお大学や学部の公式ウェブページの運用のための指針は、学内の広報規則等に別途定めてあるので、そちらの規則にまず従うことが前提となっている。

**2. 本ガイドラインの対象者**

　本ガイドラインは、ウェブ、SNSや動画配信サービスの機能を用いて情報発信を行ったり、オンライン講義ツールで講義を行う本学構成員を対象とする。

解説：個人や研究室単位での情報の発信を主に想定したものである。また外部業者に委託する場合も、コンテンツの中身に関する責任は本学にも帰するので注意が必要である。

**3. 情報発信に係る全般的な注意事項**

　各種情報を発信する際には、各種法令を遵守することはもちろんのこと、ISPやサービス提供者事業者の利用規約や、関連の学内規則を守らなければならない。

　また公序良俗に反する行為や社会通念上してはならないことは行ってはならない。

解説：各種情報の公開の際に、利用者の安全性を確保し、権利侵害などを防止し、また業務効率を向上させるために、全般的な注意事項を以下に記述する。特にコンプライアンスの精神が必要であることは言うまでもない。

　ネットワークを用いた情報発信には大きなメリットがある反面、様々な危険やリスクを伴うことも承知しなければならない。情報発信者の責任として、その意義と危険性についての十分な認識が求められる。ネットワークの世界も現実の世界同様、自己責任の原則によって成り立っていることを忘れてはならない。

3.1 著作権等の知的財産の遵守

　他人の知的財産権を侵害してはならない。特に、オンライン講義や公開講座のコンテンツ作成や実施、ウェブページ作成・公開時には著作権侵害が発生しやすいので、十分に注意すること。

オンライン講義において、コンテンツが受講者以外からも視聴可能な場合は通常講義での資料配布とは異なる対応が必要となるので注意が必要である。

オンライン講義における著作物の利用に関しては、「授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」が公開する『改正著作権法第35条運用指針』を参照すること。またその際には、著作権法35条後段に従い著作権者の利益を不当に害してはならない。

解説：およそ他人がつくった作品には著作権が存在する。よって自分の作ったコンテンツ以外は原則として許諾なしには掲載してはいけない。  
また、ネット上に公開することを著作権者が許諾する「公衆送信権（送信可能化）」は、通常の複製を許諾する「複製権」とは別の支分権でありこれらは別個に許諾を受ける必要がある。その為、複製の許諾を受けたからと言って公衆送信も出来るわけではないことに注意が必要である。最近はSNSやオンライン会議ツールのアイコンや顔写真欄に自身の写真の代わりにアニメキャラクターを掲載している者をよく見かけるが、これも著作権侵害になる。  
また誤解が多いのが、著作権法第35条が規定している「学校その他の教育機関における複製等」の権利制限規定である。これは授業などの教育目的での利用を対象にしており、研究目的ではないことに注意が必要である。またその範囲もあくまで”複製”と”公衆送信”のみである。さらにこの35条には「著作権者の利益を不当に害さない」という但書があり、例えば他人の書いた教科書を全ページに渡りスキャンやコピーして、それを全聴講生に配ったり配信したりすることは認められていない。詳細は上述のSARTRASが公開する『改正著作権法第35条運用指針』を参照すると良い。この指針も逐次改訂されている。  
ただし後述の「引用」のように、条件を満たせば“権利制限”の一つとして、許諾なしでの利用を行うことができる場合もある。

解説：（著作物の保護期間）  
著作権の保護期間は我が国では原則、作者の死後70年（法人著作の場合は公表後70年）である。しかし著作権の保護期間や保護範囲は過去に頻繁に変更が行われているので、利用しようとする作品毎に確認すべきである。特に、明治期から戦中期などのものに関しては、著作権が消滅しているかどうか十分に確認すること。

解説：（引用が成立する条件）  
引用は、例外的に著作権者の許諾なく行うことができる。

*著作権法32条：公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。*

判例では引用が成立するためには次のような条件が必要とされている。

・正当性　→　それがその場所に引用するに相当する理由が必要である。前後の繋がりのないものをいきなり持ってきても引用とはならない。

・明瞭区分性　→　自己の文章と引用文との違いが明確に分かる必要がある。通常の論文であればカギ括弧で括るなどするのが普通であるが、ウェブ上で表現する場合は、境界線を引いたり、フォントの字体や色などを変えるというやり方でもよいであろう。

・出典元の明記　→　出典先は単なる書物名だけでなく、著者名・出版社・出版年、更に何ページからの引用なのかもできるだけ詳細に記載する必要がある。他のウェブ上から引用する場合は、URL等を記載しておくと良いだろう。また、ウェブからの引用の場合は状況に応じて参照した年月日を記載しておくとよい。

・自分の文章が主たる物であり、引用先の文章が従たる物であること　→　引用はあくまで自己の著作を補完するものである必要がある。分量的にも、相手先の文章が自己の文章よりも多い場合には引用と認められない。

など。

解説：（著作人格権（特に“同一性保持権”））  
作者は著作物の同一性を保持する権利を有している。日本の著作権法は、作者の意に反する改変を認めてはいない（これは人格権として一身専属の権利であり、売買や譲渡もできない）。そこで、許諾を得て他人の著作物を公開する際や、きちんと条件を守って引用をする際であっても、その著作物を掲載する際は改変せずにそのまま載せる必要がある。

解説：（著作権が存在しないもの）  
単なるファクトデータ（経済指数や気象統計など）には著作権は存在しない。ただし、他人が制作したファクトデータは、不正競争防止法上、限定提供データ又は営業秘密として保護される場合があり、それを侵害する不正競争行為は損害賠償請求と差止請求の対象となり、営業秘密については処罰されるおそれもある。

また、著作権法や不正競争防止法により保護されないデータの集合物であっても、一定の場合、不法行為責任を問われうることに注意が必要である。この件に関しては、自動車の性能情報等一覧データベースに関する判例「翼システム 対 システムジャパン」（東京地裁　平成13年5月25日）が参考になる。

○ネット上での著作権の扱いに関して参考となるURL:

　文化庁：http://www.bunka.go.jp/

　著作権情報センター（CRIC）： <http://www.cric.or.jp/>

3.2 肖像権・パブリシティ権などを侵害してはならない

安易に有名人の写真等を掲載してはならない。

解説：人は各々、人格権的な権利として、肖像権を有すると考えられている。そこで、他人の顔が写っている写真等を掲載する際には、「肖像権」に十分注意すること。原則、本人の許諾なしに写真を掲載するべきではないだろう。  
また著名人の場合は一般人よりは肖像権が制限されると考えられているが、その分、彼らは顧客吸引力という経済的利益を有するので、「パブリシティ権」という権利を持つと考えられている。よって芸能人やスポーツ選手などの写真は無許諾で掲載してはならない。

3.3 他人に迷惑をかけるような情報発信の禁止

　ネットワーク上で情報発信する際は、他人に迷惑をかけるような情報を発信してはならない。

他人に迷惑をかけるような情報としては、

・人を誹謗中傷する内容のもの

・他者のプライバシーを侵害するような情報

などがある。

解説：他人への誹謗中傷は、自身のウェブページ、ブログ上ではもちろんのこと、ＳＮＳなどにも書き込んではいけない。こういった行為は名誉毀損に問われる可能性がある。名誉毀損は、民法上の損害賠償の対象となるだけではなく、場合によっては刑法上の名誉毀損罪（刑法230条）となり刑事罰（３年以下の懲役もしくは禁錮、または五〇万円以下の罰金）が科される場合があるので、注意が必要である。  
また、他人のプライバシーに関する情報を自分のサイトなどに掲載する場合には十分な注意が必要となる。プライバシーは一般的には、他人に知られたくない情報、いわゆるセンシティブ情報だとされているが、プライバシーの概念は法律で定義が明確に規定されたものでないが故、その判断が難しい。よって他人の情報の取扱に関しては、その掲載がその人に何らかの影響をあたえる可能性がある場合は、掲載するべきではない。（たとえ本人がよかれと思ってやっても、当事者からしてみれば望まぬ結果になる可能性もあるので、悪影響だけではなく、単に影響を与える可能性がある場合でも掲載すべきではない。）

3.4 研究成果や研究途中の情報を掲載する際の注意

　研究成果や研究途中の情報を掲載する際には、公開に問題がないか十分留意すること。海外への情報漏洩には法的規制もあり、特に留意すること。

　実験等で取得したデータについても同様である。

解説：民間企業や他の研究者との共同研究の場合には、守秘義務契約等に違反していないか留意する必要がある。特に民間企業との研究情報は不正競争防止法上の「限定提供データ」や「営業秘密」になり得る可能性もある。また、特許等の取得を考えている場合も、先にウェブに公開してしまうと公知の事実となり、特許取得の条件である新規性が失われるので注意が必要である。

○限定提供データや営業秘密の扱いに関して参考となるURL:

経済産業省　不正競争防止法の概要

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfaircompetition\_new.html

3.5 企業名やロゴなどの扱い

　学会やシンポジウム等で協賛企業のロゴを貼るときは、事前に大学側や相手側と協議すること。

3.6 顔写真の掲載によるリスク

　ゼミのページや個人のページ等に肖像写真や個人情報を掲載する場合は、そのリスクを十分に考慮すること。

解説：自分の名前や顔をネットワークに公開することは、そのメリット・デメリットを十分に考える必要がある。場合によっては、他人から謂われのない迫害や誹謗中傷を受けたり、発言に対する揚げ足とりや横やりなどが入ることがある。また、ストーカー被害などに遭うといったことも十分考えられるので、注意が必要である。  
研究室構成員の紹介や集合写真などを掲載する場合は、自分一人分だけを掲載するときよりもさらなる注意をすること。原則的には学生の顔は掲載しないことが望ましい。どうしても必要な場合は、写真を似顔絵やイラストなどで代用する方法もある。  
さらに、指導教員は学生が各自でウェブページを持つ場合などにおいて十分に注意を促す必要がある。

3.7 その他（公序良俗に反する情報発信の禁止など）

　違法な情報はもちろんのこと、公序良俗に反する情報や有害情報を発信してはならない。

解説：わいせつな文書・図画などのほかに、有害情報としては、次のようなものがある。  
・情報自体から、違法行為を誘引するような情報（銃器や爆発物、禁止薬物や  
　麻薬の情報など）  
・人を自殺に勧誘・誘引する情報  
・ネズミ講やマルチ商法の勧誘  
・ハラスメントに関する記述を伴うような情報  
など。  
有害情報や違法情報に関する具体例は、「インターネットホットラインセンター」（http://www.internethotline.jp/）などの運用ガイドラインに詳しいので、詳細はこちらを参考にすると良い。

**4. デジタルアーカイブを行う際の注意事項**

　古典資料などのデジタルアーカイブをネットで公開する際には、各種権利処理が済んでいるかをきちんと確認すること。

解説：古典資料においては、通常、著作権は消滅しているが（＊日本の著作権は、原則、作者の死後70年をもって消滅する）、それ以外にも、物件としての所有権やアーカイブ時（デジタル化時）の費用負担者などとの間での様々な利害関係がある場合があるので、多方面からの検討が必要である。  
例えば、大学所蔵の古典資料などに関しては、その昔、単に地元の旧家などから保管を委託されただけのものである可能性もありえるし、ネットワーク上で公開をしないことを条件に所有者がデジタル化を許諾したものでないかなども確認すること。  
また判例では、「およそ正当な手段を持って入手された著作権の切れたコンテンツの複製物を公表する際には、その原版所有者の許諾は不要である」とされているが(\*)、実務では、このような場合にでも、何らかの金銭的支払いを行うこともある。また、事後に資料提供者（デジタルアーカイブ化協力者）との間で、ウェブ上での公開の仕方を巡ってトラブルとなる場合が多いので、事前にできるかぎり詳細な打ち合わせを行っておくことが望ましい。この際に、口頭での取り決めのみしか行わなかった場合、事後にトラブルや遺恨を残すこともあるので、明文化した書類を取り交わしておくべきである。

更に古地図などを公開する場合、その記載内容が現在の居住者や土地利用者等に影響を与えないかを考慮する必要がある。

(\*) 顔真卿自書建中告身帖（がんしんけいじしょけんちゅうしんこくしんちょう）事件　最高裁判所昭和５９年１月２０日判決

　顔真卿は唐代の有名な書家である。その顔真卿の書である自書告身帖を複写した写真乾板を所有する出版社がその書集を出版したところ、その原書の所有者から出版の差し止め及び廃棄を求められた事件。その写真乾板はもちろん正当なる手段によって入手されたものである（つまり、盗品、盗撮品ではない）。

　最高裁は、「美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能でとどまる」とし、複製された写真にまでは及ばないとした。また、「博物館や美術館において、著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収し、あるいは写真撮影に許可を要するとしているのは、原作品の所有権に縁由するもので、一見、所有権者が無体物である著作物の複製等を許諾する権利を専有するようにみえるが、それは、所有者が無体物である著作物 を体現している有体物としての原作品を所有していることから生じる反射的効果にすぎない。」との見解を示している。

　3.1で前述した、著作権情報センターのFAQにも本事件の解説がある。

**5. 各種利用規程の遵守と目的外利用の禁止**

5.1 目的外利用の禁止

　情報発信者は、本ガイドライン以外にも、関連の情報システムやサービスの利用に関する規程や規約を守らなければならない。また本学の定めるネットワーク利用目的や、SINETが定める目的以外の利用をしてはならない。

　本学の情報設備およびSINETは、もっぱら教育・研究の推進と職務・支援業務遂行のために提供されている。そのため、情報発信者は、公用と私用の区別を意識して、設置目的にそぐわない情報を公開しないように注意することが求められる。目的外利用の典型は、本学の情報設備を研究目的ではなくもっぱら利益を上げる商業目的で利用するというような場合である｡

解説：目的外利用の一例として、学生が以下のような行為を学術ネットワーク上で行う事は好ましくない。  
・自身のページで家庭教師等のアルバイトの宣伝をすること  
・アフェリエイトなどの運営　など  
教員が自著を紹介する際も注意が必要である。本の紹介や学生へのテキスト販売などに必要な情報を超えての、書物の宣伝・販売行為は、学術ネットワークの目的を超えた利用と見なされる可能性がある。

5.2 本学では、学部や各研究室サーバからの研究教育目的から逸脱した政治や宗教に関する情報の発信はこれを禁止する。

解説：5.2は「このような記述もあり得る」というサンプル規定である。  
政治や宗教に絡む情報に関しては、その扱い方や考え方に様々な基準が考えられる。そこでこれらの情報発信に対する基準をあらかじめ明文化しておくことが大事である。その際の運営方針の一つとして、宗教や政治に関するものを全面的に禁止してしまう方式のポリシーもある。むろん大学や学部の性質によってはこれらに関する情報発信が必要な場合も逆に存在しうるであろう。重要なことは、いずれの場合にでも、その為のガイドラインをきちんと明文化しておくことである。

**6. システムの安全性の確保**

6.1.セキュリティの確保

　最近では、ウエブでの情報公開のためのサービスやソフトウェアが利用でき、ウエブによる情報公開が容易になった。一方で、誤った公開設定による情報漏洩やウエブページの乗っ取り等が頻発している。

ウェブページを作成するときは、セキュリティに十分注意する。特にOSやCMS(Contents Management System、コンテンツ管理システム)、各種ウエブ公開サービスの利用においては適切な設定およびテストを公開前に実施すること。また、セキュリティ情報に注意を払い適切にシステムやコンテンツの保守を行うこと。公開情報は、常に最新に保つこと。

　ページの作成や保守を業者に委託するときも同様である。

解説：サーバシステムを可能な限り安全な状態にしておくことは言うまでもない。ウェブコンテンツを外部の業者に発注するときは、デザインや見栄え、アクセシビリティだけではなく、必ずセキュリティ技術も契約の要件とし、セキュリティ確保分に関しても、相応の投資をすること。外部業者に委託した場合でも、その責任は本学にも帰するので注意が必要である。

6.3 ウエブサーバの非表示ディレクトリに関する注意

　公開すべきでない情報は、たとえウエブサーバの非表示設定されたディレクトリであっても置いてはならない。

解説：公開ウェブページから直接リンクを張っていない、いわゆる「隠しディレクトリ」や「隠しファイル」であっても、検索エンジンのロボットはこれらの情報も取得していくので、広く一般の人の目に触れて困る情報は、public\_htmlの下に置いてはならない。このやり方は、一部のメンバーだけに情報を提供する際などによく使われるが、どうしても必要な場合は、期間を限定する、Basic認証を行うなどの手段を用いること。現実に、聴講生だけに成績を通知しようとして隠しディレクトリに成績をおいたまま放置しておいたが故に、それが検索エンジンに収集され学外に流失した事例がある。  
いずれの場合においても、前述の通り、そもそも外部の人の目に触れると不都合な情報はウェブサーバ上においてはならない。  
また、日付やファイル名をそのままURLに使うことによって容易に想像されてしまうようなアドレスは、たとえトップページからのリンクを張っていなくても、他人がそれを入力してしまい情報を事前に入手してしまうことがあるので、決してそのようなことはやってはならない。現実に、過去にこのようなやり方を取ってしまったが故に、事前に合格者番号などが漏洩してしまった事例がある。

6.5 十分なサーバ容量やネットワーク資源の確保

　ウェブページを公開するためのサーバを設置する際には、そのマシンやネットワークが十分なアクセスに対応しうるものとすること。

解説：大規模な学会やシンポジウムの準備の為に、研究室内のサーバを使う場合などがよくあるが、そういった場合には、システムダウンが起こりやすいので十分注意すること。  
特に、大容量のファイル等をやり取りする場合は、自身のサーバだけでなく、その上流のシステムの容量にも十分に配慮しなければならない。  
これは、大学や学部の公式サーバで、大学入試の合格者発表を行う際も同様である。

**7. ウェブページや掲示板の管理者等の責任の及ぶ範囲**

　「プロバイダ責任制限法」は、ウェブサイトや掲示板の管理者も「特定電気通信役務提供者」と見なしている。よってこれらのコンテンツの管理を行う者は、同法上の責任と義務を負うので十分に注意すること。

解説：「プロバイダ責任制限法」は、「特定電気通信役務提供者」に対して、損害賠償責任の制限と発信者情報の開示について定めたものである。ウェブサイトや掲示板の管理者も「特定電気通信役務提供者」とみなしている。

7.1 権利侵害があった場合

　本学では、自己の管理するサーバやネットワーク内で権利侵害があることが明らかである場合、管理者は、別途定める書式を用い、可及的速やかにその情報を削除させるか、あるいは削除するものとする。

解説：7.1は「このような記述もあり得る」というサンプル規定である。  
自らが管理するウェブ上で、他人の書き込みにより権利侵害（人権侵害や知的財産権侵害）が行われていることを知った場合、管理者は削除義務を負うとされ、削除義務があるにもかかわらず、ただちに削除しなければ、（プロバイダ責任制限法以前から）権利者／被害者に対して損害賠償責任を負う可能性がある。ただし、プロバイダ責任制限法に従って権利侵害情報を削除すれば、発信者への損害賠償責任を免れる。

⇒プロバイダ責任制限法ガイドライン等協議会の各種ガイドラインの考え方及び手続きに準拠する場合には、裁判所も権利者／被害者に対する責任を認めないことが期待できる。詳細は、以下を参照のこと。

https://www.telesa.or.jp/consortium/provider

（警告文の例）

|  |
| --- |
| 警　告  年　　月　　日  ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿  Ａ大学○○学部　部局総括責任者  　　　　　　　　　　　　　　　　　　山田　太郎  　あなたの開設するウェブページに掲載されている下記の情報の流通により他者への権利侵害が発生していると認められ、加えて被害者自らが被害の回復予防を図ることが諸般の事情を総合考慮して困難と認められますので、直ちに当該情報の送信を防止する措置を講じて下さい。  　○○日までに送信防止措置がなされない場合、こちら側でコンテンツを削除させていただきます。  　掲載されている場所：　※URLや情報の特定に必要な情報を記載  　掲載されている情報：　※権利侵害の行われている情報の種類などを記載  　　　　　　　　　　　　　　プライバシーに関わる情報の掲載  　　　　　　　　　　　　　　他人の知的財産権の侵害など |

なお、上記「プロバイダ責任制限法ガイドライン等協議会」のガイドラインのページにも各種文例があるので参照のこと。

7.2 発信者情報の開示

　本学では、権利者（あるいは、権利者と称する者）または捜査機関から、発信者情報の開示請求があった場合は、法的拘束力のある書類（裁判所の令状など）がない限り、これに応じないこととする。

解説：7.2は「このような記述もあり得る」というサンプル規定である。  
発信者情報は、電気通信事業法及び有線電気通信法上、通信の秘密として保護され、通信の秘密を侵す行為は処罰対象であるため、プロバイダ責任制限法等の法令や裁判所の令状その他の根拠無く開示してはならない。。

自らが管理するウェブ上で「権利侵害が行われているので発信者情報を開示しろ」との要求が権利者を名乗る人物からあったが、権利侵害の事実が明白とは言えない場合、発信者情報を開示する義務は無い（プロバイダ責任制限法4条）。  
捜査機関からの問い合わせの場合、令状を伴わない捜査協力依頼の段階では、原則として発信者情報を開示してはならない。

⇒その他、発信者情報開示の判断に当たっては、総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」とその解説及び上記プロバイダ責任制限法ガイドライン等協議会の発信者情報開示関係ガイドライン（7.1解説）を参照のこと。

**8．ソーシャルメディアからの情報発信の際の留意点**

プロフィールに大学に在籍していることを公開している場合、また公開していなくても検索によってそれが判明する場合には、Ａ大学の信用を損なうことのないよう、学内からの情報発信と同等の注意を要する必要がある。また、発言内容からＡ大学に在籍していることを特定されてしまうこともある。

**9. 本ガイドラインに関する相談窓口**

　ウェブ管理者は、緊急時の対応および本書の内容を超えた対応が必要とされる場合には、CSIRTや部局総括責任者に報告・相談し、指示を受けること。

解説：研究室レベルのウェブサーバの場合、その管理者が学生や大学院生である場合もある。そのため、彼らが直接判断することが困難な場合に直接相談できる窓口を作っておく必要がある。